

東京都北区重度身体障害者緊急通報システム事業等実施細目

(目的)

第1条 この細目は、東京都北区重度身体障害者緊急通報システム事業等実施要綱（以下「重度身体障害者緊急通報システム事業等実施要綱」という。）の円滑な運営を図るため定めるものとする。

(協力機関)

第2条 緊急通報システム事業等実施要綱第2条第2項で定める協力機関の窓口は、次のとおりとする。

受信センター 委託業者

東京消防庁 王子消防署 北区王子4-28-1

東京消防庁 赤羽消防署 北区赤羽南1-10-4（仮庁舎北区神谷3-11-22）

東京消防庁 滝野川消防署 北区西ヶ原2-1-1

東京警視庁 王子警察署 北区王子3-22-22（仮庁舎北区王子3-22-3）

東京警視庁 赤羽警察署 北区神谷3-10-1

東京警視庁 滝野川警察署 北区西ヶ原2-4-2

民生委員・児童委員

(費用負担)

第3条 重度身体障害者緊急通報システム事業等実施要綱第4条に基づき、区は事業等機器の設置に対して、申請者の収入に応じて、別表に規定する基準に基づき利用料の一部を費用負担として求めるものとする。

(ボランティア活動に対する保険の加入)

第4条 区は、緊急通報システム事業等実施要綱第5条で定める緊急通報協力員の活動に対して、ボランティア保険に加入するものとする。

付 則（平成24年3月22日健康福祉部長専決 23北福障第4766号）

この実施細目は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成29年3月29日健康福祉部長専決 28北福障第5007号）

この実施細目は、平成29年4月1日から施行する。

別 表

費用負担

1	住民税が課税されている申請者	
	緊急通報システム機器の一割額相当	
	火災安全システム機器の一割額相当	
	安否確認システム機器の一割額相当	
2	非課税及び生活保護を受給している申請者	費用負担なし